

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年8月13日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年9月9日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成23年9月11日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成23年9月22日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

公権力の行使を行う奈良県警察本部は、その責務の遂行に際して日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない旨、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第2項に規定されている。この責務を遂行するためには、人権侵害に対する防止策、そして、人権侵害が発生した時の救済措置を定めておくことは当然、憲法及び警察法が予定しているところである。し

たがって、実施機関の行政文書不開示決定には理由がなく、不開示決定を取り消すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 開示請求に係る行政文書の性格

審査請求人が求める行政文書は、「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの」である。

警察法第2条第2項において、警察の活動は、厳格に第1項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならないとされ、警察官の違法不当な行為は他の法令や内規等で処罰の対象となる。

警察官の職務に関して、常時適正であることが望まれるところ、全国警察において一部不適正な事案が発生すれば、当該事案を他山の石として注意喚起を内容とした往復文書により示達する可能性があることから、「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの」とは、「交通指導取締りにおいて不適正な事案を防止すること」が記載された行政文書と認められた。

(2) 不開示とした理由

審査請求人の開示請求した行政文書の名称は、「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの」であるが、交通違反の告知は法令等に基づき適正に行っており、奈良県警察本部で、不当な交通違反告知を防止するために作成、取得した文書はない。

交通指導取締りにおいて不適正な事案を防止することを趣旨とした指示命令に係る行政文書を作成する所属として、奈良県警察本部で交通指導取締りを所掌する交通部交通指導課を特定し、本件開示請求の内容を趣旨とした行政文書を検索した。

条例附則第1項第2号の規定に基づく奈良県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成14年1月奈良県規則第37号）により、奈良県警察本部が条例の適用を受けるのは平成14年4月1日とされ、条例附則第3項で同日以後に奈良県警察本部の職員が職務上作成又は取得した行政文書のみが対象文書となり、同第4項で奈良県警察本部において平成14年3月31日以前に作成・取得した文書について条例の適用はないものである。

したがって、平成14年4月1日以後に作成又は取得された行政文書について、交通指導課において検索したところ、保有している行政文書中に審査請求人が求める行政文書は存在しなかったことから、本件決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求書で種々の主張をしているが、本件開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である

公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

2 口頭理由説明

開示請求の趣旨を広義に解釈すると、全ての法令や規則が請求者の言う「不当な行為を防止するもの」に該当することになるが、請求内容の最後に「取り組み内容が分かるもの」とあることから、請求の趣旨は既存の法令等を指すのではなく、「奈良県警において、不当な交通違反の告知を防止するために行っている独自の取り組み」と解釈した。

「交通指導課だより」などの教養資料で、請求日現在保有する文書を検索したが、審査請求人が求める行政文書は存在しなかった。

また、開示請求書には「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容」と記載されているため、「公正な告知の推進するための取り組み内容」が記載された行政文書は検索していない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「不当な交通違反告知を防止するための取り組み内容が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

不当な交通違反告知を防止するための取組みとしては、警察官に対する研修等が考えられるが、諮問実施機関の説明によると、「交通指導課だより」等の教養資料について、実施機関が条例の適用を受ける平成14年4月1日以後に作成又は取得されたものを対象に探索したが、該当する行政文書は存在しなかったとのことである。

交通違反告知については、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守し、適正に実施されなければならないのは当然のことであり、実施機関において、不当な交通違反告知を防止するための特段の取組みが行われていないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 9月22日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年10月27日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年11月21日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成24年 3月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書（追加分）の提出を受けた。
平成27年11月18日 （第189回審査会）	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 （第190回審査会）	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 （第191回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 （第192回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁 護 士	会 長